

運 営 規 程

社会福祉法人 昌 平 覺

指定介護予防特定施設入居者生活介護

ケアハウス 日之出荘

（目的）

第1条 社会福祉法人昌平覺が設置するケアハウス日之出荘（以下「事業所」という。）において実施する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定特定施設入居者生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、要支援状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、入居者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに入居者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護においては、要支援状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

3 本事業所において提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

4 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に指定介護予防特定施設サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

5 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

6 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

7 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

8 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条

（1） 名 称 ケアハウス日之出荘 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所

（2） 所在地 福島県いわき市平上片寄字上ノ内 193 番地

（職員の職種、数及び職務内容）

第4条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名（常勤：兼務）

管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定介護予防特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

2 生活相談員 1名以上（常勤：兼務）

生活相談員は、入居者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

3 看護職員 2名以上（常勤：兼務 機能訓練指導員）

看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとする。

4 介護職員 7名以上（常勤）

介護職員は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

なお、看護職員及び介護職員は、要支援者の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行うが、要支援者のサービス利用に支障がないときは、要支援者以外の入居者にサービスを提供する。

5 機能訓練指導員 2名以上（常勤：兼務 看護職員）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

6 計画作成担当者 1名以上（常勤：兼務 生活相談員）

計画作成担当者は、入居者の又は家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、他の職種と協議の上、サービスの目標、サービス内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。

7 事務員 1名以上（常勤）

事務員は、必要な事務を行う。

（入居定員及び居室数）

第5条 指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する定員及び居室数は次の通りとする。

- (1) 利用定員 80 名
- (2) 居室数 66 室

（指定介護予防特定施設サービスの内容）

第6条 指定介護予防特定施設サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介護その他日常生活上の世話
- (2) 機能回復訓練

- (3) 健康管理
- (4) 相談、援助
- (5) 清掃、洗濯等の家事
- (6) その他生活サービス

(一時介護室の利用)

第7条 利用者が介護を必要とする場合、原則として専用として専用居室において介護を提供するが、利用者がより適切な介護が必要と認められる場合は、一時介護室においてサービスを提供する。なお、この利用に際しては、利用者の意思を確認し、身元保証人及び、主治医、協力医療機関の医師等との協議によるものとする。

(指定介護予防特定施設サービス計画の作成等)

第8条 施設サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況等を十分に把握し、個別に指定介護予防特定施設サービス計画を作成する。
2 利用者に対し、指定介護予防特定施設サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(協力医療機関等)

第9条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。
2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(指定介護予防特定施設の利用料)

第10条 指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入居者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(イ) おむつ代 実 費

(ロ) 前号に掲げるものの他、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについて実費を徴収する。

2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。

3 利用料の支払いは、指定期日までに、現金又は銀行口座振込み、もしくは口座引落(F-NET)とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第11条 次のような場合には、当事業所の利用ができない場合がある。

- （1）著しい精神症状や問題行動或いは、重篤な身体疾患が見られる場合。
- （2）利用者が伝染性疾患を有する場合。
- （3）施設が利用定員を超える場合。
- （4）利用者が施設での利用に適しないとされる場合。

（緊急時の対応）

第12条 従業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに入居者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または、火気・消防等について責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に関催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

（個人情報の保護）

第15条 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との文書を取り交わし漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 事業所は、入居者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための

ガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

4 事業者が得た入居者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（衛生管理）

第16条 事業所は、入居者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（感染症対策）

第17条 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第18条 事業所は、事故の発生又はその再発防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

（1）事故発生防止のための指針を整備する。

（2）事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の事実及びその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

（3）事故発生の防止のための検討委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 事業所は、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

4 事業所は、入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第19条 事業所は、指定介護予防特定施設サービスに関する入居者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措

置を講ずるものとし、その概要を入居者及び家族に文書により説明するものとする。

2 事業所は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提供の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（掲示）

第20条 事業所は、事業所内の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（地域との連携）

第21条 事業所は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

（身体拘束）

第22条 事業者は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第24条 事業者は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第25条 事業所は、全ての指定介護予防特定施設入居者生活介護従業者（看護職員、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質の向上を図るため、適宜研修会の場を設ける。

2 事業所は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な行動又は優越的な関係を拝啓とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 職員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。

4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

5 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人昌平爨と事業所の管理者が定めるものとする。

附則 この運営規程は、平成 14 年 8 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 31 年 1 月 30 日より施行する。
この運営規程は、令和 5 年 1 月 30 日より施行する。
この運営規程は、令和 6 年 6 月 5 日より施行する。